

第4条の13 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第4条の14 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第4条の15 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の3第2項第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第4条の3第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 第4条の6第2項(第4条の7第4項において準用する場合を含む。)、第4条の9第3項又は第4条の12の規定による命令に違反したとき。
 - 三 第4条の7第1項、第4条の10、第4条の11又は前条第1項の規定に違反したとき。
 - 四 第4条の9第1項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 - 五 不正な手段により第4条の2第1項の規定による指定を受けたとき。
- 3 厚生労働大臣は、前2項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の条件)

第4条の16 第4条の2第1項、第4条の6第1項、第4条の9第1項、第4条の10第1項又は第4条の14第1項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(厚生労働大臣による試験事務の実施)

第4条の17 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第4条の14第1項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第4条の15第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(受験手数料)

第4条の18 美容師試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が当該試験に係る試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生労働省令への委任)

第4条の19 第4条の2から前条までに規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(美容師名簿)

第5条 厚生労働省に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第5条の2 美容師の免許は、美容師試験に合格した者の申請により、美容師名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生労働大臣は、美容師の免許を与えたときは、美容師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第5条の2の2 厚生労働大臣は、美容師の免許を申請した者について、第3条第2項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により美容師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(指定登録機関の指定)

第5条の3 厚生労働大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、美容師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第5条の4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第5条及び第5条の2第2項の規定の適用については、第5条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の2第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「美容師の免許を与えたときは、美容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に美容師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、美容師の登録又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第5条の5 第4条の3、第4条の4、第4条の6及び第4条の8から第4条の17までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第4条の3中「前条第2項」とあるのは「第5条の3第2項」と、第4条の4第1項、第4条の10第1項、第4条の15第2項第5号及び第4条の16第1項中「第4条の2第1項」とあるのは「第5条の3第1項」と、第4条の8第1項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第4条の15第2項第2号中「第4条の6第2項(第4条の7第4項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第4条の6第2項」と、同項第3号中「第4条の7第1項、第4条の10」とあるのは「第4条の10」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第5条の6 第3条及び第5条から前条までに規定するもののほか、美容師の免許、美容師名簿の登録、美容師免許証、美容師免許証明書並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(無免許営業の禁止)

第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
- 二 皮ふに接する布片を客1人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。
- 三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第九条 削除

(免許の取消及び業務の停止)

第10条 厚生労働大臣は、美容師が第3条第2項第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(美容所の位置等の届出)

第11条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第12条の3第1項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(地位の承継)

第12条の2 第11条第1項の届出をした美容所の開設者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(管理者)

第12条の3 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

(美容所について講ずべき措置)

第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

(立入検査)

第14条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 第4条の13第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(閉鎖命令)

第15条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(美容師の会)

第16条 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 2以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

(権限の委任)

第16条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第17条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第17条の2 第4条の8第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条の3 第4条の15第2項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第4条の11（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第4条の13第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第4条の14第1項（第5条の5において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第6条の規定に違反した者

二 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第12条の規定に違反して美容所を使用した者

四 第14条第1項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第15条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第2号から第5号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(読替規定)

第20条 第10条第2項、第11条、第12条、第12条の2第2項、第14条第1項及び第15条中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

(不服申立て)

第21条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

附 則 （平成7年6月16日法律第109号）抄

第5条 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令

で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

- 2 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

理容師法施行令（昭和28年8月31日政令第232号）

（都道府県が処理する事務）

第1条 理容師法（以下「法」という。）第4条の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。

- 一 理容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
- 二 指定を受けた理容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

（受験手数料）

第2条 法第4条の18第1項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については9,600円とし、実技試験については13,000円とする。

（登録等の手数料）

第3条 法第5条の4第2項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理容師の登録を受けようとする者 5,800円
- 二 理容師免許証又は理容師免許証明書に記載事項の変更を受けようとする者 3,750円
- 三 理容師免許証又は理容師免許証明書の再交付を受けようとする者 4,150円

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第5条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第10条第2項の規定により業務停止の処分を行ったときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（事務の区分）

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

○美容師法施行令（昭和32年8月31日政令第277号）

（都道府県が処理する事務）

第1条 美容師法（以下「法」という。）第4条第5項の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。

- 一 美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
- 二 指定を受けた美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

（受験手数料）

第2条 法第4条の18第1項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については9,600円とし、実技試験については1万3,000円とする。

（登録等の手数料）

第3条 法第5条の4第2項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 美容師の登録を受けようとする者 5,800円
- 二 美容師免許証又は美容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者 3,750円
- 三 美容師免許証又は美容師免許証明書の再交付を受けようとする者 4,150円

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 美容師が法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第5条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第10条第2項の規定により業務停止の処分を行つたときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

（事務の区分）

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

理容師法施行規則（平成10年1月27日厚生省令第4号）

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項及び第4項、第5条の6、第11条第1項並びに第20条、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項及び第2項並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条の規定に基づき、並びに理容師法を実施するため、理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

第1章 免許及び登録

（免許の申請手続）

第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第2条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し
- 二 精神の機能の障害に関する医師の診断書

（法第7条第1号の厚生労働省令で定める者）

第1条の2 法第7条第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により理容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第1条の3 厚生労働大臣は、理容師の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（理容師名簿の登録事項）

第2条 理容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 氏名、生年月日及び性別
- 四 理容師試験合格の年月
- 五 業務停止の処分年月日、期間及び理由並びに処分をした者
- 六 免許取消しの処分年月日及び理由
- 七 再免許のときは、その旨
- 八 理容師免許証（以下「免許証」という。）若しくは理容師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

（名簿の訂正）

第3条 理容師は、前条第2号又は第3号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、様式第2による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

第4条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第3による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 理容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（免許証の書換え交付）

第5条 理容師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、様式第2による申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（免許証の再交付）

第6条 理容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、様式第4による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請をする場合には、手数料として4050円を国に納めなければならない。
- 4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した理容師が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。
- 5 理容師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許証又は免許証明書の返納等)

第7条 理容師は名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

- 2 法第10条第1項又は第3項の規定により免許の取消処分を受けた者は、速やかに、厚生労働大臣に免許証又は免許証明書を返納しなければならない。
- 3 法第10条第2項の規定により業務の停止処分を受けた者は、速やかに、処分を行った都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長に免許証又は免許証明書を提出するものとする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第8条 第1条又は第3条第2項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

- 2 第6条第2項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

第9条 法第5条の3第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が理容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条（見出しを含む）、第6条の見出し、同条第1項、第2項及び第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条の見出し、同条第1項、第6条の見出し及び同条第1項を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の見出し及び同条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第6条の見出し並びに同条第1項及び第五項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。

- 2 前項に規定する場合においては、第6条第3項及び第8条第2項の規定は適用しない。

(業務停止に関する通知)

第10条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分の内容及び処分を行った年月日

第2章 理容師試験

(法第3条第3項の厚生労働省令で定める期間)

第11条 法第3条第3項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）第2条第1項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては2年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては3年とする。

(試験の課目)

第12条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度 衛生管理 理容保健 理容の物理・化学 理容理論

実技試験

理容実技

(試験の免除)

第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いて行われる次の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

(試験施行期日等の公告)

第14条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第15条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第3条第3項に規定する指定を受けた理容師養成施設の卒業証明書
- 二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 三 第13条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第16条 厚生労働大臣は、理容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第17条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として1150円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第17条の2 第15条第1項の出願又は前条第1項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第18条 法第4条の2第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第15条第1項、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第17条第2項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第1項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第3章 理容所等

(開設の届出)

第19条 法第11条第1項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 理容所の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- 三 法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては、管理理容師の氏名及び住所
- 四 理容所の構造及び設備の概要
- 五 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 六 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
- 七 開設予定年月日

2 前項の届出書には、理容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 外国人が第1項の届出をするに当たっては、第2項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(変更の届出)

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。